



補助

“自然と調和した魅力ある商店街づくり”を応援します！

観光まちづくり課 商工物産係 ☎ 22-3174 📠 22-3174

●補助の要件

単発の事業ではなく、商店街をどのように修景していくかというコンセプトを明確にし、その事業計画にそって商店街の沿道等に樹木などを植栽する事業。

☞魅力ある商店街づくりを実現できる道路及び土地に植栽を3ヵ年計画で行う。

※補助対象となる経費は、種子、苗木、樹木代や肥料代などは全額補助。

※燃料費・機械借上げ料は2/3以内で補助。ただし、人件費や食糧費は対象外とします。

●補助金の申請

補助金を希望する場合は、市へ申請書の提出が必要です。補助認定の可否は審査のうえ、予算の範囲内で決定後、ご連絡します。

なお、事前着工に対しての補助はできません。必ず植栽を行う際には、先に申請し、決定後に着工してください。

活動の視点

- ◎商店街の発展につながる街並み景観づくり
- ◎お客様が商店街を周遊、回遊したくなる景観づくり
- ◎商店街を歩くことで、季節の移り変わりや時間を楽しむことができる景観づくり

阿 蘇市内で魅力ある商店街づくりに取り組むグループ（商工会、TMO、商店街などの振興を目的とした団体）を対象に、商店街の振興につながる植栽活動を応援します。

案内

老後に備えて農業者年金に加入しませんか？

農業委員会事務局 ☎ 22-3254 📠 22-3254



農業者年金ならではの6つのメリット

- ① 農業者なら誰でも加入できます。（国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の人）
- ② 積立方式で安定した財政運営が実施されます。
- ③ 80歳までの保証が付いた終身年金です。
- ④ 保険料は自分で決められ、いつでも変更できます。（月2万円から6万7千円まで）
- ⑤ 保険料は全額所得控除の対象となります。
- ⑥ 保険料の国庫補助制度があります。（要件あり）

農 業者年金は、農業者だけが加入できる安全・安心な公的年金です。
少子高齢化による加入者数の変化や財政事情に左右されません。

提出をお忘れなく！

農業委員選挙人名簿の登録申請は1月10日金までです。
詳しくは、広報あそ11月号をご覧ください。

補助

“新たに事業を始め阿蘇市を盛り上げてくれる人”を応援します！

観光まちづくり課 商工物産係 ☎22-3174 ☎22-3174

阿 蘇市内の空き店舗を活用し、新たに事業をはじめようとする方に、家賃の一部を補助して支援を行います。

目的

阿蘇市内の空き店舗に、新たに新店を出すことにより商工業の振興と、商店街の活性化につなげることを目的とします。

補助の要件

補助対象者は、阿蘇市内の商店街にある空き店舗の賃貸者で、本市の特性を考慮した店舗または観光面に考慮した店舗を新たに新店を出す方のうち、次の項目のいずれにも該当する方です。

- ▼市税等を滞納していない人
- ▼商工会に加入している人
- ▼出店後3年を経過しておらず、3年以上事業を継続する意思のある人

補助の内容

補助金の額は、新規出店者が店舗所有者に支払った賃借料（消費税を除く）の2分の1の額（千円未満切捨て）で、月額最大5万円を限度とし、最長3年間とします。

補助金の申請

補助金を希望する場合は、商工会へ申請書の提出（商工会へ加入されていない方はその場で併せて商工会加入の手続き）が必要です。

補助認定の可否は審査のうえ、予算の範囲内で決定後ご連絡します。



案内

新しい門出の大切な日。成人式にご参加ください

教育委員会 社会教育係 ☎22-3229 ☎55-3229

- とき 1月12日(日) 午前10時開式
(午前9時から受付)
- ところ 阿蘇体育館(内牧)
- 対象者 平成5年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、阿蘇市内の中学校を卒業した人及び阿蘇市在住の人

新 成人の門出を祝う成人式を開催します。新成人の皆さんのご参加をお待ちしています。

なお、対象者には、あらかじめ案内状を送付しています。不明な点などありましたら、お問い合わせください。



申込

平成26年度放課後児童クラブ入会のご案内

福祉課 子育て支援係 ☎22-3167 ☎56-3167

放 課後児童クラブは、保護者が就労などで昼間家庭にいない児童（小学校1年～6年）を対象に、授業終了後の学校の余裕教室などを利用して、適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図るものです。

市でも、少子化対策と児童の放課後の安全確保の一つとして、放課後児童クラブを5カ所設置しています。運営は保護者の負担金と市からの補助金を基に行われています。

今回、平成26年4月から放課後児童クラブの入会申込を受け付けます。

※期限までに申し込みがない場合は、入会できないことがあります。

●放課後児童クラブの設置状況及び入会申込

入会申し込みの際は、各放課後児童クラブに備え付けの「入会申込書」と必要書類を添付のうえ、下記の各クラブへ期日までにお申し込みください。

なお、長期休業期間中（春・夏・冬休み中）のみの利用を希望される方も、この期限内にお申し込みください。

校区	クラブ名	場所	電話	負担金 (一人当たり月額)	月～金	土曜	長期 休暇中	申込み 期限
宮地 小学校	どろんこクラブ	宮地小学校 校長官舎	090-5934-9185	4,500円	14:30 ～ 18:00	8:30 ～ 17:30	8:30 ～ 18:00	12月13日 締切間近!
古城 小学校	まどか学童クラブ (古城保育園)	古城保育園	0967-22-0380	4,000円	14:30 ～ 18:00	8:00 ～ 12:00	8:30 ～ 17:30	2月28日
阿蘇 小学校	へきすい 元気っ子クラブ	阿蘇小学校 体育館2階	080-1782-0706	4,500円	14:30 ～ 18:00	/	8:00 ～ 18:00	1月31日
阿蘇西 小学校	阿蘇西アイガモ 学童クラブ	阿蘇西小学校 校長官舎	080-1533-1353	4,500円	14:30 ～ 18:00	7:30 ～ 18:00	8:00 ～ 18:00	1月31日
内牧 小学校	うちのまき スマイルキッズクラブ	内牧小学校 体育館2階	080-6434-9101	4,500円	14:30 ～ 18:00	7:30 ～ 13:00	7:30 ～ 18:00	1月31日

※長期休暇中は、負担金が変わります。また、年会費及びスポーツ安全保険に加入のための保険料も別途必要となります。(クラブにより異なります。)

※各クラブ定員になり次第締切となります。

ペットの健康はご家族皆さまの幸せ

この度、阿蘇地域への密着を目指し、飼い主さまに貢献していくために開院致しました。

来院する動物たちの不安な心が少しでも和らぎますよう、予防医学をはじめ、温もりのある診療を行って参ります。



お気軽にお電話ください!
ひだまり動物病院 ☎0967-22-7520

午前 9:00～12:00 午後 15:00～19:00
日曜日、祝日 休診 急患応需 院長 武田 典子

地図はコチラから <http://阿蘇市ひだまり動物病院.jp/info.html>

〒869-2612 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5644-115 ロイヤルシティ阿蘇一の宮リゾート (3街区内)

広告

お知らせ

動物の愛護および管理に関する法律が改正されました

市民課 生活衛生係 ☎22-3135 ☎55-3135



動 物に対する虐待行為や不適切な取扱いにより、動物が苦しむ事例や、周辺住民に対する問題が後を絶たないことから「動物の愛護および管理に関する法律」の一部が改正され、平成25年9月1日から施行されました。

動物所有者の責務として、動物がその命を終えるまで適切に飼養することなどが、法改正により明記されました。動物を飼育される際には、十分なご理解をお願いします。

●現在、犬および猫を飼育している人

終生飼養が求められることとなりました (法第7条4項)

飼主は愛護動物(犬や猫)の最後まで愛情と責任をもって飼う事が求められます。万が一継続飼育が困難となった場合は、ご自身で譲渡先を見つける努力も必要です。

罰則が強化されました (法第44条～50条)

給餌や給水をやめる、病気やケガの状態での放置、糞尿の堆積する不衛生な場所での飼育等の行為は「虐待」とされ、100万円以下の罰金となる事があります。

飼主であることを明らかにしましょう (法第7条6項)

飼主の責任の一つとして、所有の明示があります。名札等を装着して飼主であることを明示しましょう。また、市役所への登録や狂犬病予防法に基づく鑑札などの装着も義務付けられています。

●これから犬および猫を飼育しようとする人

動物の販売元を確認しましょう

動物は熊本県に登録された動物取扱業者以外には販売することができません。販売元が動物取扱業者かどうかを確認しましょう(登録証を確認)。

購入する際はしっかり説明を受けましょう

動物取扱業者は販売するときに、現在の動物の状況を直接見せること(現物確認)と、対面で適正飼養に関する情報を提供すること(対面説明)が義務付けられています。購入する人はしっかり説明を受け、現在の犬や猫の状況を確認した上で、終生飼養できるかななどを考慮し購入しましょう。

これが現実。 殺処分される犬・猫の数



上のグラフは、平成16年から23年度にかけて、犬や猫が殺処分された数の推移です。年々減少しているものの、平成23年度は17万4千頭を超える犬・猫が殺処分されている状況です。もう一度、動物との関わり方について考えてみませんか。
(出典：環境省)